

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会
(第2回)
議事録

日時：令和3年7月20日(火)

場所：オンライン開催

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（第2回）

○日 時 令和3年7月20日（火） 午後6時～午後8時4分

○場 所 オンライン開催

○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、
澤木委員、大上委員、安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、勝又委員、
樋爪委員

○事務局 子ども子育て支援課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆様、こんばんは。一部いらしてない委員の方もいらっしゃるのですが、随時入られると思います。お時間になりましたので、会議を始めたいと思います。

私はこの委員会の事務局を務めます、子ども子育て支援課長の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事前にお送りしました配付資料について、ご確認をお願いいたします。

資料1から資料4については事前に郵送しておりますので、ご確認ください。資料5、委員長提案資料につきましては、昨夜メールにて送付しております。直前の送付となりました、申しわけございませんでした。ご確認をお願いいたします。そのほか、参考資料として、リーフレット「子育て世代包括支援センター」であるとか、子育てひろばのマップであるとか、「子どもの権利条約ってなあに？」であるとか、武蔵野市のプレーパークの資料、武蔵野プレイスの資料、武蔵野市若者サポート事業「みらいる」の資料、「武蔵野市子どもの相談・支援情報」、「きょういく武蔵野」No.145を送付しておりますので、ご確認ください。そのほか、第1回では東京都のこども条例を配付しておりますが、今回は西東京市の子ども条例を配付しておりますので、ご確認ください。

本日の委員会につきましては、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議は、直前の変更になりましたが、オンラインの開催とし、会議終了時間については午後8時とさせていただきます。

傍聴の方につきましては、現在、市役所内で、我々事務局と同じスペースにお入りいただき、同じスクリーンで会議をご覧いただいております。

前回、委員からご提案のありました傍聴者へのアンケートにつきましても、今回から実施いたします。アンケートで出たご意見は、後日、委員の皆様へ情報提供いたします。

なお、委員会の内容について、記録用に録音させていただきますことをあらかじめご了解願います。

それでは、ここからの進行を委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、ただいまより、第2回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を開会いたしたいと思います。

2 議 事

- (1) 委員アンケート結果について
- (2) 第1回 Teens ムサカツ実行委員会について
- (3) 今後の検討作業の進め方について

【委員長】

それでは、早速議事に入ります。本日は、議事(1)から議事(3)まで、一括して事務局から説明していただき、その後にまとめて委員の方々からの意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から、資料の説明をお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、議事の(1)から(3)までを一括してご説明いたします。

まず議事(1)「委員アンケート結果について」です。資料1をご覧ください。委員アンケートの結果の概要になります。委員の皆様には、お忙しい中、アンケートにご回答いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様には、資料1とともに、担当した委

員のお名前の入ったアンケートの全文を事前に送付しておりますので、内容の詳細につきましては、そちらをご参照願います。

説明の都合上、資料1の2「その他」からご説明いたします。

下の1つ目の○ですが、まずこのようなアンケート等を活用することはよいとする委員の意見が多数でした。ただし、参考資料等は読みやすいものにする必要があるとのご意見もいただいております。今後も必要に応じて委員へのアンケートを活用したいと考えております。

次の○ですが、ヒアリング、視察について、時間が合えば参加を希望するというのが多数の意見です。こちらについては、この後、議事（3）「今後の検討作業の進め方について」の説明の際に再度ご案内いたします。

3つ目の○ですが、検討にあたって必要な資料・データについては、記載のようなものが挙げられております。こちら、回答できるものについては後ほど議事（4）「武蔵野市の子ども施策の現状と課題について」でお示しいたします。

最後の○ですが、多くの子どもの声を聞くために、子どもの権利の認知度など、学校を通じたアンケートができないかとのご意見がありました。こちらについても、この後、議事（3）でご案内いたします。

それでは、1「『子どもの権利』を実現していくために必要なこと・課題」にお戻りください。こちらは事前に送付している資料1別紙とともにご覧ください。

委員の皆様、子どもの権利を実現していくために必要なことや課題などについて記載していただきましたが、その記載内容を抜き出し、同類のものをまとめて分類いたしました。分類項目については、記載のとおり、実現すべき子どもの権利、家庭への支援、支援者への支援、関係機関の連携、学ぶことができる場（不登校・学習支援）、個別の配慮を要する子ども、子どもの貧困、外国籍の子ども、子どもの権利についての啓発、子どもからの相談／子どもの権利擁護機関（オンブズ制度）、いじめ・虐待・暴力、子どもの居場所、子どもの参加、そして最後にその他でまとめております。また、分類項目に対する委員の主な意見は、資料1別紙のとおりにまとめておりますので、ご参照ください。

続きまして、議事（2）「第1回 Teens ムサカツ実行委員会について」をご説明いたします。資料2をご覧ください。

7月3日（土）に第1回 Teens ムサカツ実行委員会を行いました。第1回の検討委員会でご案内のとおり、Teens ムサカツ実行委員会は、来年の3月29日に子どもの権利に関す

るワークショップを行うための子どもたちの実行委員会です。

6月1日号の市報で、Teens ムサカツ実行委員を募集し、15名の応募がありました。第1回の参加者は7名でした。Teens ムサカツ実行委員会は、来年3月まで、6回開催する予定ですが、開催後に資料2の「ムサカツニュース」を発行することといたしました。こちらは当日、実行委員会に参加できなかった子どもや検討委員会の委員の皆様にもムサカツの活動をお知らせするとともに、市のホームページなどにも掲載し、それを見た子どもたちにもムサカツの活動や子どもの権利について、興味を持ってもらうことを目的としております。また、市役所内でも活用し、市役所職員にも、子どもの権利について考えるきっかけにしたいと考えております。

7月3日の活動内容は、「ムサカツニュース」第1号に記載のとおりです。

今後のスケジュールは、「ムサカツニュース」の裏面の右下に記載のとおりです。ムサカツ実行委員会でこれから何を行うかについては、この後の議事（3）でも触れますが、今後、委員の皆様のご意見を伺いながら決めてまいりたいと考えております。

続きまして、議事（3）「今後の検討作業の進め方について」にまいります。資料3をご覧ください。

「子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について（案）」。

1「委員会での検討課題について」です。委員アンケートで出された意見について、その分類ごとに委員会の検討課題としたいと考えております。また、その検討課題のうち、特に委員会の会議の場で集中的に議論するものを「重点課題」として位置づけたいと思っております。検討課題ごとに委員会としての考え方をまとめ、その考え方にに基づき、条例の素案を作成します。

2「作業の進め方」をご覧ください。まず、委員アンケートの意見から分類された検討課題を重点課題と個別課題に分けます。重点課題としたものについて、第2回、第3回、第4回の検討委員会で中心的に議論していきます。委員会での議論を受け、喜多委員長と事務局で素案のたたき台を作成します。個別課題としたものについては、既に実施したアンケートの委員のご意見をもとに、委員長と事務局で素案のたたき台を作成していきます。

下の※にあるとおり、重点課題、個別課題、いずれも必要に応じて追加の委員アンケート等を実施することも検討したいと思っております。

3「課題ごとの検討方法について」をご覧ください。お示した表の左側の「分類」と書かれた縦軸の列に、委員アンケートから抽出した、子どもの権利を実現していくために

必要なことや、課題の分類が記載されています。

1つ目の「実現すべき子どもの権利」については、第5回委員会以降、素案の検討と合わせて委員会でご議論していただきます。

その下の「家庭への支援」から裏面の上から3つ目「子どもの権利についての啓発」までの8つの項目については、個別課題として、委員のアンケートをもとに、委員長と事務局でたたき台を作成し、第5回委員会でご提示していきます。

その下、上から4つ目ですが、「子どもからの相談／子どもの権利擁護機関（オンブズ制度）」と「いじめ・虐待・暴力」については、その左側に記載のとおり、重点課題①②として本日の委員会でご議論いただき、本日の議論などをもとに委員長と事務局で素案を作成、次回の委員会でご提示のたたき台をお示ししたいと思っております。

その下の「子どもの居場所」については、重点課題③として、第3回委員会でご議論いただき、第4回でたたき台を提示いたします。

最後の「子どもの参加」は、重点課題④として、11月の第4回委員会でご議論いただき、第5回で素案のたたき台をお示ししたいと考えております。

右側の「重点課題」の下に「(→ムサカツ実行委員会で議論)」と記載されておりますが、これらの重点課題について、ムサカツ実行委員会で子ども自身に考えてもらいたいことなどありましたら、委員の方からご提案いただければ、今後、ムサカツ実行委員会での活動内容に取り入れてまいりたいと考えております。

課題ごとの検討方法についての説明は以上になります。

その下の、4「視察の実施について」に参ります。先ほどの「委員アンケート結果（概要）」でご案内のとおり、多くの委員の方が、時間が合えば視察をご希望されております。つきましては、8月に視察を実施したいと考えております。現時点での視察の候補施設は記載のとおりです。お一人、いずれか1つの施設には行けるように調整したいと思います。視察への参加はあくまで任意でございますので、ご無理のないようお願いいたします。視察先と日程調整をし、委員の皆様にご案内をいたします。

次に、5「学校を通じた子どもへのアンケートについて」は、指導課を通じて各学校にご了解をいただいた上で、9月初旬にアンケートを実施する方向で調整しております。アンケート項目については、委員長と事務局で案を作成し、8月中旬に各委員の皆様にご意見を伺いたいと存じます。なお、アンケート結果につきましては、9月29日の第3回検討委員会に結果の速報が出せるよう調整していきたいと考えております。

最後に、6「委員会と連動した市の各種取り組みについて」は、資料3に記載のとおりです。子どもの権利に関する検討に際し、市役所全体で子どもの権利の周知や啓発にかかわる取り組みをお願いしております。記載のとおり、様々な子どもの権利の啓発に係るイベントや研修が行われたり、予定されたりしております。

以上、議事（1）から（3）まで、一括して説明させていただきました。説明は以上になります。

【委員長】

それでは、議事（1）から（3）までの説明を踏まえて、ここでまとめてご質問あるいはご意見をいただければと思います。どこからでも構いませんので、お気づきの点からよろしくお願ひしたいと存じます。

【委員】

私はアンケートで答えたつもりだったんですけども、全然読み取れないような答え方で申しわけないです。課題出しのところ、ほとんどの件が子どもの権利を守る対象として、例えば新型コロナをどうにかしようというものに対して、ここに挙げられている課題は、それに対する薬ばかりが出ていて、ワクチンに相当する、事前に起こらないようにしようということがないですね。

私はアンケートの中で、自由の相互承認ということを書いていた、学校でのことが書いてあったりするのですが、これはそういうつもりで書いていました。起こってしまったことに対してどうしようということではなくて、起こらないように、どうしたらいいだろうかということぜひ課題として取り上げてほしいと思っています。

【委員長】

予防の視点ですね。子どもの権利保障において、権利侵害とか欠陥に対する対応が非常に目立つというご指摘ですけども、具体的に……。

【委員】

具体的に書いたのは、アンケートの一番最後のところで、「学校が『自由の相互承認』の感度を育む場となる」というところですね。予防策の1つとして「学校が『自由の相互承認』の感度を育む場となる」と書いたんです。ほかにもいろいろあると思うんですけども、そういう視点も課題に入れてほしいなと思っています。

私はそういうつもりで書いたんですけど、読み取れなかった。

【副委員長】

おっしゃっていただいて、よくわかりました。

【委員長】

それは今後の検討課題として生かさせていただくということで、ほかの方もご意見がありましたら、お願いできればと思います。

【委員】

小・中学校で子ども向けにするアンケートにつきまして、回収をされるときに、先生に見られないというか、秘密に回収できる方法があると、子どもも安心して書きたいことが書ける。例えば、おうちで書いてきて、回収はボックスとか。テストの答案みたいに、「はい、みんな、集めるよ」ではなくて、そういった方法とか何かお考えなのか、教えてくださいませんか。

【委員長】

今回、タブレットでやる話ですよ。今までだと、おっしゃるように、学校の中のフィルターがかかってしまう。私はそれを避けるために、全部郵送で調査したこともあります。郵便代がすごくかかった。今はタブレットがありますから、タブレットのやり方を事務局から説明していただけますか。

【子ども子育て支援課長】

喜多先生がおっしゃるとおり、タブレットを使って、アンケートを回収する予定でおりますので、誰かに見られることはないものと考えております。

【委員】

実は我が家の子は、今、公立の学校に行かない選択をしまして、タブレットだけは頂戴しているのですが、学校の情報がまだ見られないんですね。そういった情報も全く入ってきてなく、タブレットを持っている状態ですので、そこをぜひ、学校に行っていない子のアンケートも回収できるようにしていただけるとうれしいです。

【委員長】

これはまだ時間がありますから、そのあたり、十分詰めさせていただければと思います。

【委員】

タブレットでやってくれるということで安心しました。私も随分気にしていた。

タブレットでやるにしても、重複がないようにというのと、個人が特定できないようにということをお願いしてもらいたいなと思います。

2点質問で、アンケートの前に条約についての説明をすることがあるのかということと、

私立に通っている子はどういうふうにされるのかなということを教えてください。

それから、アンケートをすると、かなり子どもたちは空気を読みます。そのことがないように、子どもたちの意見は尊重するんだということをしっかり理解してもらって、本音で書くようにしてもらえたらと思います。

【委員長】

アンケートの中身は、これからもうちょっと内容についても原案をつくらせていただいて、委員会にお諮りしたいと思っておりますが、当然、権利条約や条例に関連した質問も入ってくると思いますので、それなりの説明が入るかと思います。

あと、私立についてどうするか、事務局のほうで、今どういう状況でしょうか。

【子ども子育て支援課長】

今、考えているのは、公立でタブレットが配付されているところで、全部ではなくて学年もどこかに絞るとか、まだそこも検討段階ですが、考えています。今のところ、私立については考えておりません。

【委員長】

協力依頼をできれば、それなりに少し数をふやすことはあり得ると思うのですが。

【委員】

例えば、学校だけの配布ではなくて、児童館だとかコミセンだとか、そういうところでもアンケート用紙なりを配布することができれば、市内の学校に行かれていなくても答えられるので、そういう方法もあるのかなと思います。

【委員長】

ダブらないようにすることが前提でしょうね。最低限、学校のベースでの調査ですけれども、学校外にどこまで広げるかは、おっしゃるようなところも含めて、今後検討させていただくということだと思います。よろしいでしょうか。

別のところで何かございますか。

【副委員長】

子どもからの相談を受ける機会が少ないことを課題と捉えていることに対して皆様が書いておられた言葉、割とお互いに近いなと思ったところがございました。相談の場所を設けるというよりも、子どもが相談しやすい相手を、きちんと環境をつくれる場所をつくっていくことが大事で、ふだんから子どもの様子に気がつく人がいることが大切になってくるのではないかと。これはすごく大事な指摘なのではないかと思いました。どういうふう

したら、そういう場と関係性をつくれるかというところをうまく盛り込めたらいいのかなと思っております。

【委員】

今の件について、今日配付された、先ほどメールで送られていると思うのですがけれども、その一番最後のページに、安心して相談できる条件、環境の解明を急ぐ必要があるとしたので、確かにそのとおりだと思います。

【委員長】

一応後半は、私のオンブズ関係の内容も、安心して子どもたちが相談できる環境というのが1つの大きな柱に入っておりますので、後でその点についても継続的に議論いただければと思います。

【委員】

スケジュール的なところで、素案の検討というのが第5回で出てくるのですがけれども、大まかな構成と、今回つくるものがどういうところを目指しているということを、多分前文か何かを書くと思うのです。そこら辺はもうちょっと早めに出して話したほうが、目指すところがわかっていいのではないかと思います。

【委員長】

要するに前文に当たる部分の検討を集中的にできないかというご意見かと思うのですが、まさに今回の計画が、実質的には前文の中身で構成されていくのではないかと思います。居場所の問題や子ども参加の問題を重点課題として取り組む、そういう流れをつくっていること自体が、最終的には前文にこの条例の重点課題、趣旨を書き込んでいくことになるのではないかと思います。最初から結論ありきで方向性を出すよりは、前文はある程度検討が進んでからまとめられればと思っております。

積極的にご発言いただいているのはうれしいのですが、ほかの委員の方々も10人以上いらっしゃいますので、ぜひご発言をお願いしたいと思います。今後の会議の進め方の問題、具体的な重点課題の設定の仕方、そして皆さんの委員アンケートに即して、今後こういうふうな方向を定めているということでご検討いただければと思うのですが。

【委員】

今後の進め方で、かかわるかどうかわからないのですが、喜多先生と事務局の方に伺いたいなと思っていたのですが、スクールソーシャルワーカーのこともいろいろな資料にも書いてあって、私も日ごろスクールソーシャルワーカーの方と情報共有したりして、なく

てはならない存在だと思っているのですけれども、その方たちがこの会議に参加することはないのかなと、ふとした疑問を最初から思っていました。特に学校に行かれないとか、何か不安なことを持っているお子さんにすごく近い存在で寄り添っている方たちだと思うので、そういう方たちの意見も私はすごく聞きたいというか、大事なような気がします。今後そういった方たちが参加することはないのでしょうか。

【委員長】

子どもの現場のスタッフが今どういう現状にあって、何が求められているのか、そういう課題を出し合っていただくことが、この委員会の検討の手法でもありますので、当然スクールソーシャルワーカーの方々にもご意見をいただければと思っております。そのやり方は、もちろん現場の先生たちとか、子どもの現場は多いですから、出前で視察をしながら、できるだけ現場に入って、そこでスタッフの方々の意見を聞く、その機会をできるだけ持ちたいと思っております。

スクールソーシャルワーカーの場合には、学校現場か、あるいは教育委員会の事務局におられると思うので、何かの機会にご意見を伺う機会を設けられればと思います。

【委員】

それでしたら、ありがたいです。

【委員】

学校で支援を進めるためにいろいろサポートするのが、ソーシャルワーカーもそうなんですけど、スクールロイヤーなんかを配置するのも必要かなと思っています。今いるロイヤーはどちらかというとな人の労使関係のスクールロイヤーが多いのですけれども、要するに子どもの立場に立ったスクールロイヤーですね。

【委員長】

子どもの支援者をサポートするというのが、この条例の非常に重要なところですが、スクールロイヤーは両面あって、文科省が学校ごとの顧問弁護士的な役割を期待している部分があります。そうすると、子どもや保護者がいろいろな問題点を学校に出したときに、学校側からいわば対策的に弁護士がかかわることもあり得るので、慎重に、本当に子どもの最善の利益に立てる弁護士がスクールロイヤーとして対応できるのかどうか。大阪なんかは、スクールソーシャルワーカーとタッグを組んでやっている例もあるのでありますが、制度的には慎重な扱いが必要かなと思っております。武蔵野市でも、それを導入するかどうかは検討課題にはなっていないらっしゃるようですが、そのあたりはちょっとまた。子ども

の支援者の対応、スクールソーシャルワーカーの問題とあわせて検討いただければと思います。

【副委員長】

せっかくなので、法関係に詳しい委員のお話も伺えたらなと思いますが。

【委員】

今、スクールロイヤーの話が出ましたので。今、ご懸念で出たところは、実は弁護士会としても全く同じことを考えております。私たち弁護士会としては、学校に弁護士が入る際の視点としては、文科省が言う、すごく平たく言うとモンスターペアレント対策みたいなものではなくて、子どもの最善という立場。一応、学校、教育委員会から依頼された立場というものはありながらも、子どもの最善という立場で、子どもにとって何がいいのかというところを考えていく、そういった視点で弁護士を派遣していくというスタンスを明確にしているのです。

ただ、自治体によって、どこから弁護士を供給するかという問題と絡んできて、要は個別に一本釣りしていく、例えば市の顧問をやっていた先生を一本釣りしていくとなると、なかなかそういった視点は難しいのですけれども、弁護士会のほうに団体推薦という形で依頼を出していただければ、その弁護士会の子どもの権利委員会に所属する弁護士が派遣されていくということで、そういった視点が保てるかと思っております。

27 市で言うと、八王子が今、3人弁護士が入って、この2年くらいやっておりますので、スクールロイヤーのあり方について、場合によっては八王子市で実際どうかということも参考にしろるかと思っております。

【委員】

法関係のことはわからないのですけれども、先ほど出ました、現場の声を聞くという意味でも、できるだけ視察に。先ほど、事務局の方は1人1回はとおっしゃっていましたが、定員がなければ、できるだけたくさん参加させていただけるとありがたいと思います。

【委員】

現場の声も、私もすごく聞きたいなと思います。今日の重点課題にもなっているいじめ・虐待・暴力、そこはかなり緊急を要するとか、重大案件もあると思いますので、最前線にかかわっている方たちのご意見をぜひ聞いてみたいなと思います。

【委員】

私は、大人の現場も大事ですが、子どもの声を聞くというのを一番大事にしたいなど常々思っております。

子どもたちにアンケート調査をとることは大変よいと思うのですが、先ほど、公立の学校対象というお話がありました。武蔵野市の子どもたちは、かなりの確率で私立に通っているお子さんもたくさんいます。ですので、私立に行っている子どもたちの声も聞きたいですし、学校に通えていない子どもたちにとっては、学校を通じての周知ですと、届かない場合もあろうかと思えます。例えば市報にQRコードをつけて、そちらで誰でも回答できるような方法も一つ考えられるかなと思ひまして、提案させていただきました。

【委員長】

今のも調査方法として、今後検討させていただきたいと思ひます。武蔵野市の学校の範囲内だったら、即アンケートが可能ですが、それ以外の所管のところまで、どこまで子どもたちの対象を広げられるかというのは、今後検討させていただければと思ひます。

もしよろしければ、武蔵野市の施策にかなりかかわるような議論にもなってきましたので、ここで次の柱に入らせていただいて、今の議論をもう少し深める形ができないかと思ひます。

(4) 武蔵野市の子ども施策の現状と課題について

【委員長】

(4)「武蔵野市の子ども施策の現状と課題について」。今の市の子ども施策を一步進めていく、そのために条例をつくるわけですので、施策をなぞるような条例は意味がないんですね。長期的に武蔵野市の子ども施策は今後どう進めていくのか、現状がどうなっていて、何が課題なのか、そのあたりのところをまず市の事務局から説明いただいて、今後どこを条例として具体化していくかを皆さんで検討できればと思ひます。

では、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

【子ども子育て支援課長】

それでは、資料4をご覧ください。市の関連施策と現状の課題について、委員からのご要望をいただいたデータについても、お示しできるものは合わせて記載しております。

1「市の子どもの概況」は記載のとおりです。

2「市の子ども関連施策の現状と課題」に参ります。

(1)「子どもと子育て家庭への支援体制」については、「参考指標」にありますとおり、

子どもの虐待の相談件数は、令和2年度 500 件となっております。「主な施策」の記載にありますとおり、子育て世代包括支援センターについては、本日、ピンクのリーフレットなどを配付しておりますので、後ほどご参照ください。「課題」についても記載のとおりです。

(2)「子どもの貧困」についてです。参考指標として、子どもの貧困率 6.5%とお示ししております。ただし、裏面の上段にも記載がありますが、国全体の平成 30 年の子どもの貧困率は 13.5%でしたが、市の 6.5%の推計は、国と調査方法が異なるため、単純に比較はできないものとなっておりますので、ご注意ください。

子どもの貧困について、主な施策、課題については記載のとおりです。

(3)「個別の配慮を要する子ども」に参ります。「参考指標」に記載の、障害者手帳を持つ子どもの数、特別支援学級や特別支援教室の児童生徒数は記載のとおりです。「参考指標」や「主な施策」について、障害にかかわるものについて記載しておりますが、「課題」にも記載のとおり、障害に限らず、個別の差異を有する子どもにとって、必要な支援は様々ですので、必要な支援が何かを保護者も含めた関係者と共有していくことが重要な課題であると考えております。

(4)「いじめ」についてです。「参考指標」、いじめの認知件数については、記載のとおりです。「課題」については、いじめについて、重大事態が発生した際の対応策など明文化した具体的方策を策定する必要があると考えております。

(5)「不登校」についてです。「参考指標」については記載のとおりです。「課題」としては、記載のとおり、不登校の児童生徒数の増加や要因の多様化を課題として認識し、むさしのクレスコーレなどの施策が実施されているところです。

(6)「子どもの居場所」についての「参考指標」は、平成 30 年度子どもの生活実態調査から、いつも居場所がないと感じる子どもの割合が約 2 割ということを挙げております。「主な施策」や「課題」については、記載のとおりです。なお、「主な施策」に記載のプレーパークや武蔵野プレイス、若者サポート事業「みらいる」については、本日リーフレットを配付しておりますので、後ほどご参照ください。

(7)「教育現場における外国籍の子ども」です。「参考指標」として、市立学校における外国人の児童生徒数を記載しております。記載のとおり、一口に外国籍の子どもといっても、多様な課題を持った児童生徒がふえていることを「課題」としております。

(8)「子どもの参加」については記載のとおりです。「主な施策」として、中高生リー

ダーの養成講座や、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」を行っておりますが、記載のような課題があると認識しております。

(9)「子ども自身からの相談」については、第1回検討委員会の資料6「子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議報告書」をお手元にお持ちでしょうか。22 ページをご覧ください。この表は、市の相談事業に子どもからどれくらい相談があったかを調査し、表にまとめたものです。一番右側の令和元年度子どもからの相談件数ですが、下から3段目、若者サポート相談で子どもの相談件数は、その事業に登録した後の日常的なメールの相談件数も含めて計上しているため、相談件数が多くなっているのですが、そのほかの相談事業については、子どもからの相談件数はほとんどない。あっても一桁という状況です。子ども自身からの相談が少ないことを課題として認識しており、子どもの権利を守り必要な支援につなぐためには、子ども自身の相談を受ける機能を強化する必要があると認識し、本委員会でも検討をお願いしているところです。

なお、本日、時間の都合上、ご案内できませんでしたが、本日配付資料の「きょういく武蔵野」145号には、子どもと保護者への多様な支援について掲載されております。また、「武蔵野市子どもの相談支援情報」というリーフレットを市で作成しているのですが、こちらにも子どもにかかる各種事業や制度をまとめておりますので、ご参照いただければと思います。

武蔵野市の子ども施策の現状と課題について、ごく簡単に申しわけございませんが、説明は以上になります。

【委員長】

それでは、今までの説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見をいただければと思います。

【委員】

資料4で、この委員会に直接関係があるのかよくわからないのですが、2の(1)の「課題」において、「相談件数増への対応」とあるのですが、これも先ほどの予防と一緒に、相談になるような問題を減らすことも課題だと思います。根本への対処をしていかないと、どんどん増えていだけで、そこにいる子どもたちは幸せにはなれないのに、相談ばかり増えることになっていきます。

最後から2番目の(8)「子どもの参加」の「課題」ですけれども、子どもたちが参加する価値を感じられていない。つまり、それは活動自体に価値がないのか、それとも価値

を伝えられてないのかがわからないのですけれども、参加する価値を子どもたちが感じていないことも課題だと思います。

【委員長】

皆さん、今後の検討に必要な様々な施策について、こういうところが論点としてあるのではないかということをご指摘いただいて、それを今後の検討作業に活かしていきたいと思います。1つずつを深めることはまだしないでいいかと思いますので、こういう課題があるということをご指摘いただければと思います。

【委員】

(8)「子どもの参加」ですが、「地域活動に参加している中高生の割合 17.9%」とあるのですが、第六中学校の地域には駅前協というのがありまして、実は先日、土曜日に、駅前協の主催で武蔵境の駅前の花植え活動をボランティアとしてやらせていただきました。そういった地域の方々のお声かけがとてもありがたいと思っています。

1「市の子どもの概況」で、市内在住の小学生のうち、私立学校に通う子どもの割合が約10%に対して、市内在住の中学生のうち、私立学校に通う子どもの割合が40%に増えています。市で40%ですけれども、地域によっては、40という割合がもっと高くなっているところもあるように思います。その辺のところは課題なのかな。近隣のほかの区市に比べても、私立に通う中学生が多いように感じています。中学校の校長の立場として、できるだけ公立の中学校に来ていただけるような魅力ある学校づくりをしていきたいと考えています。

【委員長】

私も地元で学校評議員をやっていると、最大の課題は、公立中学校に来てくれない。特に中高一貫の学校にどんどん逃げてしまって、というようなことが本当に重要な課題だと思います。

お話の中で、地域活動に参加している中高生が2割以下という数字があるのですけれども、部活の問題が大きいと思うのですね。中高生が地域になかなか参加できない。そのあたりも学校のほうで、部活と地域活動との関係も検討いただくこともおありかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【委員】

部活動をやっていると、なかなか地域の活動に参加できないという現状はあります。ただ、学校のほうとしては、地域からそういうお声がかかったときに、全員に対してボラン

ティア募集をして、部活動をいつとき抜けて参加してもいいんだよという声かけはしています。

【委員】

私は、(5)「不登校」の課題について、意見を言わせていただきたいと思います。

先ほどの委員のお話にも関係するのですが、不登校を生まない、子どもたちが楽しいと思える学校づくりが1つあるということと、もう一つは学びの保障、子どもたちの不登校、学校に行けない子どもたちの学習権をどう保障していくかというのは、現場において、非常に大事な問題だなと感じています。

教育の機会確保法も制定されていますけれども、現場にいますと、教室に入れないうち、学校に行けない子たちで学びたがっている子たちもいて、最終的には学校復帰ではなく社会に出ていくということを見据えたときには、学びの機会をつくっていくことも大きな課題だと思っています。ここに書かれているのは、不登校の増加、要因の多様化が課題として挙げられていますが、それもそうですけれども、数が増えていることも課題ですが、学びの保障ということも大きな課題だと思っています。

【委員】

子どもの中で学びたくないという気持ちの子は、私はいないと思っています。どの子も学びたい気持ちは必ず持っていると思っておりまして、大人だと私は思っているんですね。私立に行く子も、いじめも、いろんな子がいていいんだよ。例えば私立を選択する子もいていい、公立学校を選択する子もいていい、学校に行きづらい子もいてもいい、ただその子たちはみんな同じ学ぶ権利を平等に持って生きているんだということを、やはり親御さんや地域の方たち、大人が理解してあげることがスタートなのかな。そういったことが権利条例に入っていることによって、逆に大人がそれを守る、子どもを差別しないということなのかなと、大きな枠で私はそのように感じております。

【委員】

私は、学習スペースというか学習塾、不登校の子が来るところで、週に1回、英語だけですけれど、教えさせていただいているのですが、中学3年間、学校に行ったことがなかったお子さんでも、本当は学びたかった。だけど、なぜか理由ははっきりわからないけれども、私たちには言えないけれども、行けなかった。でも、学習塾に来ることで、元高校教師だったおじいちゃま先生がいらっしゃるのですけれども、その方に1対1で向かう。毎週欠かさず来る。スクールソーシャルワーカーの方が紹介してくださって来ることにな

ったんですが、最後の1年間、毎週欠かさず来た。英語もABCから始めて、結局通信だけれども、たまに学校に行っていていいという学校がありまして、そこに行くことができた。

今は高校1年生になったんですが、学習塾のおじいちゃま先生が毎週行くごとに手書きで書いた宿題もやりながら、自分の学校の課題もやっているということで、本当に勉強したかったんだなと思いましたね。いろんなお子さんがいるんだなということ、私はそこに行かなければ気づかなかったことで、でも違うお子さんだって、その子のレベルに合ったものを代表の方が提示すると、できたときに本当にうれしそうに、「やった。できた。次、やらせて」とやるお子さんもいるし、本当に身が入らなくて、今日は勉強は嫌だと言って、どうしても英語が進まないお子さんもいるんですけど、でもふっとした、おうちでのこととか、そういうことをさりげなく話して、今、こういうことを悩んでいるのねとか、そういうのを聞く機会もある。

ただ、学校に行けないお子さんが、どういうふうに教育を少しずつ上げていくかというのは課題だなと思います。ボランティアだけで補うのは限界がある場合もあるのかなと、そこはすごく思います。もどかしいです。

【委員】

最初のほうで委員がスクールソーシャルワーカーの話をしてくださったんですが、本校ではスクールソーシャルワーカーに週1回行われている教員の生活指導部会に必ず来ていただいて、情報交換をしていただいています。そして、学校で困った状況のときに、ご家庭に訪ねて行っていただいたり、子どもの様子を教えていただいたり、少しずつ成果が出ています。

アンケートにも書いたのですが、現在、チャレンジルーム、それからむさしのクレスコーナーがありますが、それは武蔵野市の東側と中央にあります。しかし、西側にそういう施設がありません。そのため、特に小学生にとっては距離があるために通いにくいというような課題があるので、これから先、西側の地域にも不登校の子を受け入れるような施設が、武蔵野市としてできていくといいなと思っています。

【委員長】

大体、予定の時間になったんですけども、よろしいでしょうか。

【委員】

先ほど、引用してもらえたんですけども、正しく伝わったか、もうちょっと話させてください。

子どもたちが来れるような学校になるんだと、武蔵野市も教育長が答弁で何回も言われています。そういう答弁のことではなくて、実際に先日、NHKの番組で、イギリスの学校で無意識に起こっている、人種差別を見える化するようなプログラムの授業があったんですよ。実は人種差別をしていたんだ、されている人たちはつらいよねみたいなことをちゃんと理解して、人種差別はいけないんだというところまで持っていくんですね。そういうカリキュラムを学校の中につくってほしいということなんですよ。学校を楽しくしようじゃないんですよ。そういうことを言いたかったんです。

【委員長】

学校の教育内容の問題にも少し踏み込んだ議論が必要だということかと思いますが、よろしければ、次の柱に入らせていただきたいと思います。

(5) 子どもの権利擁護機関について

【委員長】

それでは、議事の(5)で、先ほどから出ておりますいじめや虐待等の問題あるいはそれに関連した権利擁護機関に関する問題について、少し集中的な議論に入らせていただきたいと思います。いわば重点課題の①と②というところをあわせて、私のほうから問題提起というか提案をさせていただいて、これを条例にしていくための基本的な議論、素材にさせていただければと思っております。

私が情報提供、提案をさせていただく関係上、進行役と報告者が重なるというのはあまり好ましくないものですから、進行については、副委員長に交代させていただければと思います。よろしく願いしたいと思います。

【副委員長】

それでは、委員長にかわって進行させていただきます。

早速ですが、委員長から、子どもの権利擁護機関についてのご説明をいただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【委員長】

突然というんでしょうか、直前にいろいろな資料を追加させていただいて、大変恐縮です。全部に目を通していただく余裕がなかったかと思いますが、一応私のほうから、「なぜ、いま、子どもオンブズなのか」。子どもの権利擁護機関をつくるといっても、市はそういう方向性を示してはいますが、なぜ必要なのか。その必要性みたいところは、や

はり深めていく必要があるだろうということで、それに軸を置いたお話をさせていただければと思っております。

資料は1から5まで。資料もご覧いただきながら、レジュメに即して話をさせていただこうと思います。

大きな柱は、そこに3つありますように、第1の柱は、「子どもに向けられた暴力の現実から出発する」。そして、第2の柱は、今日も話題になっているように、「ダメージを受けた子どもが安心して相談できるために」。そして、3番目は、このオンブズをどうつくるか。どういう制度なのかということで、「子どもの最善の利益のみに関心をもって、子どもに寄り添い、権利擁護・代弁する公的第三者機関の設置」ということが課題になるかと思えます。

まず第1に、子どもに向けられた暴力の現実です。

これは皆さんもご承知だと思いますが、子どもが身近にかかわる関係の中で起きている暴力なんですね。一般的な暴力事件とかというのではなくて、子どもにとって一番身近な人たちの中で起きている暴力の問題が深刻になっている。

一つは、親子関係の問題で、2019年度の児相の対応件数で、約20万件。この暴力の中で非常に特徴的なのは、児童虐待防止法の定義の中の心理的虐待に当たる部分が56%と、半分以上を占めている。最近のコロナの中での心理的虐待はもっと増えております。6割、7割まで。身体的暴力とは区別できる暴言だとか面前DVとか、子どもたちを精神的に抑圧していくような暴力が今、非常に問題になっているということの特徴として一つ押さえておきたいと思えます。

2つ目には、学校を中心に、子ども関係の不全状態。いじめの問題が深刻になっているわけですが、文科省の2019年度の統計によりますと、昨年(2019年度)の1年間で60万件を超えるいじめが発生している。

ここでの特徴は、そのかなりの部分が小学生に集中し始めた。60万件のうち48万、約8割は小学生のいじめの問題。子どもたち、小学生が非常にストレスを抱えて、いじめに走る傾向がある。特に、低学年、小学校の1年から3年までの暴力、いじめの問題が非常に深刻になってきている特徴がございます。同時に、小学生の暴力として、学校暴力行為、いわゆる校内暴力と言われているものも、小学生が半分以上を占めている。不登校も非常に増えて、今18万件。かつて12万高どまり傾向と随分言われてきたのですが、その後、12万高どまりをはるかに超えて、今、不登校も18万件を超える事態に来ております。主

に小学生にかなり矛盾というか問題が集中しているところも特徴として押さえておきたいと思います。

もう一つの特徴は、教職員、教師と子どもとの関係不全の問題で、大変深刻になっているのは、過剰叱責の問題です。

先ほどの不登校の問題にも絡むのですが、例えば私が最近相談に乗っているのは、小学校のあるクラスの子どもたちが年間4人不登校になってしまった。同クラスで4人が立て続けに不登校になった原因は、どうも過剰叱責。先生が非常に厳しく叱ることで、子どもたちがおびえて不登校になるというケースが、私が相談に乗っているものだけではない。特に小学生は、先ほど言ったように、いじめの問題もそうですが、少し精神的に追い詰められている子たちが多い中で、なかなか指導が入らないということから、先生たちが過剰叱責に走る傾向がある。

もちろん、体罰は完全に規制され始めましたから、なおさら大声を出す、どなるという形の精神的な暴力が今、問題になっております。この問題については今、体罰死とかいじめ死の裁判とは区別して、「指導死裁判」という言い方で、過剰な指導、指導の行き過ぎで自殺してしまう子どもに対する部分の取り組みが、今、弁護士会でも始まっております。親も教師も非常にストレスを抱えつつ、子どもに対しての過剰な叱責や指導によって子どもが追い詰められているというのも最近の非常に大きな暴力の特徴ではないかと思えます。

そして、家庭・学校・地域住民と子どもとの関係不全、「不審者」暴力・誘拐等も非常に深刻になっている。特に、防犯教育でよくやる「イカのおすし」、知らない人についていけないみたいなどころから入るこの学習は、ある種、大人不信、地域不信を植えつけてしまうことになりかねない。そういう意味では、地域と子どもとの関係不全が深刻になってきていると思えます。

このように、あらゆる形態の身体的、精神的な暴力について、これを防止し、立法措置をとるというのが子どもの権利条約の19条に書かれているわけです。特に、身体的暴力の防止についての立法措置は日本でもかなり進んで、もともと学校教育法で教師の体罰は禁止されていましたが、親のしつけの名による体罰も、児童虐待防止法の改正によって、今、完全に体罰禁止が進んでおります。

ところが、精神的な暴力の問題はなかなか歯どめがかからない。先ほど言いましたような過剰な叱責みたいなことで子どもたちが追い詰められたり、自殺するケースが今、非常に目立ってきております。これに対して、私の地元、目黒区で起きた結愛ちゃんの事件を

きっかけに、東京都が 2019 年に子供虐待防止条例をつくり、品性を傷つける罰の禁止という条文が第 2 条と第 6 条に、初めて入りました。保護者の責務として、特にその第 2 項に「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない」と、初めて精神的な暴力にメスを入れたのが東京都です。

ただし、精神的な暴力の被害を認定するのはなかなか難しいのです。体罰だったら、診断書でかなりわかる部分があるのですが、子どもたちがどれだけ心を傷つけられたかということについて、これは人権侵害としてきちんと対応することが非常に困難な分野でもあります。したがって、厚労省は、体罰禁止防止の中に、精神的暴力を含めるようなガイドラインをつくったりしております。不快感を意図的にもたらす行為を体罰の中に組み込んで、これを規制しようという考え方もあります。

それから、先ほど申し上げたように、指導死訴訟という形で、過剰な叱責や暴言で子どもたちが追い詰められ、自死する事件についての裁判が今もかなり頻繁になっております。ただ、こういう問題を、僕のいる教育の世界では、行き過ぎ論で済ませてしまう傾向があるわけです。親も教師も熱心過ぎて、行き過ぎてしまったという形で、この暴力の問題を曖昧なものにしてしまう。

これに対して、私は今年、委員長資料 1 にある『子どもへのハラスメント』という本を出させていただきました。行き過ぎとか過剰叱責という問題は、ハラスメントとして捉えたほうがいいのではないかと。これはエデュケーショナル・ハラスメントという言い方で、ちょっと時間がありませんので、そこにあるような定義分野を設定しました。

ハラスメントの特徴は、加害者側が人権侵害を自覚していない。むしろよかれとしてやっている行為が、実は子どもの心を傷つけている場合が多いのです。そういうハラスメントの特徴の一つである、加害者側が気づいていないという問題。そして、被害者側は、指導目的の正当性をどうしても意識せざるを得なくて、指導方法の不当性に気づいたり、あるいはそれを問題視することがなかなかできない。

先ほど言いましたように、加害者側は、よかれと思ってやっていることが多いので、もし抗議をすると、被害者側の子どもはセカンド・ハラスメントを受ける可能性が非常に高い。したがって、こういった領域については、うかつに子どもたちが抗議をするという形で逆上させないで、加害者側が人権侵害行為に気づく。そういう専門的力量を持ったスクールソーシャルワーカーやオンブズパーソンが、いわゆる調整活動としてこの問題を解決していく道を考えていくのが重要ではないか。私は、このオンブズの役割の一つとして、

こういう加害者側が子どもを傷つけていることに気づかない、そういう問題を調整していく役割がすごく大きいように思います。

もう一つは、オンブズの位置づけです。あくまでも家庭や学校でのトラブル、いろいろな問題を地域社会でカバーしていく。家庭や学校が、虐待とかいじめとか、いろいろな問題を抱えていることは事実ですし、だからこそ家庭はこうあるべきだとか、学校はこう改革すべきだとかということを行いがちです。しかし、現状では親を追い詰めてしまう、先生を追い詰めてしまうだけであって、ただバッシングというか家庭、学校を批判するだけではだめなわけですね。しょせん不完全な人間社会である家庭や学校が、不完全でもちゃんとやっていける。楽しく子育てができる。そのために不完全な部分をカバーする、それが地域だと思っています。ですから、子どもの権利条例、そしてオンブズ制度というのは、地域で家庭や学校あるいは子どもたちを支援していく仕組みの一つとして位置づけていくことが大事だろう。

私は、20年前に川崎市の子ども権利条例の制定にかかわらせていただいて、様々な地域の子ども支援システムがつくられていったのですが、残念ながら、その地域の支援システムを学校もなかなか活用してくれない。そんな中で起きた事件が上村遼太君事件でした。集団リンチ事件で、実際に担任の先生は、集団リンチを受ける直前になって、ようやく携帯で連絡がとれたという不登校の子だったのですけれども、本当は支援室があって、ソーシャルワーカーがいて、その地元の支援室と協力関係を持っていれば救えた事件ではあったわけです。そういう意味では、地域が家庭や学校を支えていくような仕組みをつくるのが、実は今後子ども権利条例としては非常に重要な課題だと思います。

これは日本だけの問題ではなくて、ユニセフではChild Friendly Cities（子どもにやさしいまちづくり）という形で、子ども権利条例を生かしたまちづくりをユニセフが提唱してきております。資料3は、後で見ただけであればと思いますが、基本は、子どもにやさしい法というものを前提に、子ども参加、子どもの居場所、そして相談救済制度。

子どもオンブズパーソンという言葉は、国連の言葉として私たちは利用しています。国連の子ども権利委員会が、いわば条約の監視機関として、批准した国に対し、それをきちっと実行しているかどうかを監視していく、モニタリングしていく制度なのですが、特に日本政府に対しては、子どものためのオンブズパーソンの設置について、幾度も勧告しているわけです。

そういうオンブズの制度を実現していくための、もう一つ大きなポイントは、ダメージ

を受けた子どもが安心して相談できる仕組みである必要があるということです。一般的な相談システムは、子どもにも親にも様々に、たくさんあるのです。ただ、本当にダメージを受けた子どもが安心して相談できるような仕組みがあるか。

私が早稲田で、定年前にやった、体罰でダメージを受けている子ども、若者が一体誰に相談するかという調査では、「誰にも相談しない。それが一番安全だから」という回答が返ってきました。一般的な相談事だったら、子どもたちもいろいろやるのですけれども、自分が暴力を受けていたり、いろいろな扱いでつらい思いをしている子どもたちが本当に安心して相談できる仕組みをつくっていくことが重要なのではないのでしょうか。そのために、子どもの最善の利益のみ関心を持つ、子どもに寄り添い、権利擁護を代弁する公的第三者機関の設置というものが私は求められているのではないかと思います。

一応市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員、別名子どもオンブズパーソンの設置、安心して子どもたちが相談し、救済されていくような仕組みという意見は、委員のアンケートの中でも多数お寄せいただきました。

名称については、国連の言葉を使わなくても、日本の多くは子どもの権利擁護委員という言い方もしておりますので、それはどちらでもよろしいかと思います。そして、権利擁護委員というのは、特別職で月1回とか2回ぐらいの会合でやっていく委員会ですが、これに対して、権利擁護委員を補佐し、相談活動、相談調査を行う常設の専門員が大事です。これは常設型ですので、人件費をかなり伴う。これは役所としても、そういう専門員をどこまで置けるかがポイントになると思います。

オンブズの基本的な機能は4点。1つは、個別救済。2つ目が、モニタリング。権利がちゃんと守られているか、そういう政策が進んでいるかの監視ですね。そして、制度改善の提言。そして、子どもの権利に関する学習普及啓発活動。この4つの機能を大体どこの権利擁護オンブズも持っておりますので、それをどう具体化していくかというのは、また設置要綱等で定められればよろしいかと思います。

職務の内容については、相談と申し立てによって、大体6つぐらいの職務が求められております。時間なので、もう終わりにしますが、最後の職務内容について。

一つは、相談と支援。そして、調査。

「相談と支援」については、やはり子どもたちに寄り添うということで、委員のアンケートにもありましたように、LINE等SNSによる相談体制あるいは夜間相談とか、そういう形で子どもたちが相談しやすい環境をつくっていく。

それから、職務の2番目の「調査」は、委員の意見にも、いじめ重大事態の再調査のための調査委員会を設けるということが入っておりましたが、オンブズが自己発意で調査権限を持つものですから、その中で調査委員会を新たに設置していくという方法も一つのやり方かと思います。

そして、一番大事なのは、私は調整活動だと思います。これはオンブズワーク、あるいはソーシャルワークと言われている部分と非常に重なるのですが、法規制によって、人権侵害をとめるだけではなくて、その人権侵害に気づいて、親も教師も、これは子どもたちにとってすごく尊厳を傷つけているということに気づくような調整活動です。ソーシャルワークの活動では「主役的手法」という言い方もしますが、そういう代弁的に子どもたちがこんなに苦しんでいるんだということをちゃんと相手方に伝えられるような手法というものが、この調整活動で行われてきております。

このほか、意見提言や公表、普及・開発。そして最後に、権利擁護委員会は、独立性を持って様々な活動の意見提言や政策を進めていく。

最後、尻切れとんぼになりましたが、子どもオンブズについて、条例の一つの重要な柱としてご提案申し上げました。

以上です。

【副委員長】

それでは、こちらの子ども権利擁護機関につきましては、昨年度、市としても検討されていたと思うのですが、事務局から、昨年度の検討結果を補足いただけますでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

それでは、昨年度の庁内検討会議での子どもの権利擁護機関について検討いたしましたので、その検討結果について、ご説明いたします。

先ほどもご覧いただきましたが、第1回委員会の資料6をご覧ください。

先ほども子ども施策の現状と課題でご説明しましたとおり、市の相談事業において、子どもからの相談件数が大変少ないことを課題と認識しております。資料6の2ページの中ほど、四角で囲われたところに記載があるのですが、各種調査結果から、悩み事があるが相談する相手がいないと感じている子どもが一定数いると思われ、市では、子ども自身から相談を受ける機能を強化する必要があると考えております。

3ページをご覧ください。(3)「子どもの権利擁護機関及び相談窓口に関する他自治体

調査について」ですが、都内で子どもの権利条例等に基づき、権利擁護機関を設置している都内の5自治体を調査いたしました。5つの自治体とは、記載のとおり、世田谷区、目黒区、豊島区、西東京市、国立市です。

3 ページ中ほどに、C「権利擁護機関実施体制」とあります。記載のとおり、いずれの自治体も、非常勤の権利擁護委員を2～3名と、常勤の専門相談員2～5名の体制で実施しております。先ほど委員長からもご案内があったとおり、権利擁護委員と専門相談員の体制をとっております。豊島区の専門相談員については、既存の職員が対応しているため、数字がゼロとなっておりますが、専門相談員がいないというわけではないということです。

4 ページをご覧ください。各権利擁護委員の年間の相談件数を記載しております。各自治体では、相談体制が異なっているものの、人口当たりの相談件数としてはおよそ近い数字になりまして、本市に当てはめて類似の相談窓口を置いた場合は、相談件数はおよそ50件程度になると推測されます。

4「本市における新たな相談窓口のあり方について」です。他自治体の調査結果を参考に、具体的に本市ではどのような権利擁護機関と相談窓口を置くべきかについて検討いたしました。一定の権限を有した権利擁護委員を置くことは前提としまして、相談窓口の相談員のあり方について検討しております。具体的には、直営で専門相談員を置く場合と、相談事業を委託する場合のメリットや課題について整理をしております。

表をご覧ください。まず、直営で相談員を置く場合、表の①対面・出張相談や②電話、③メールについては対応可能ですが、先ほど委員長からもあったように、大事と思われる④SNS（LINE等）や⑤休日・夜間についての対応が難しいと考えております。

新規で専門相談員を雇用すると、④コスト、具体的には人件費が大きくなるという課題があります。一方、委託とした場合、先ほども出てきた④SNSの対応や、⑤休日・夜間の対応が柔軟に行われるというメリットがあると考えます。

課題としては、⑨庁内関係部署との連携、⑩調査、介入、⑪事故発生時等の責任に課題があると考えました。また、⑫施策の進捗の管理や新規事業の検討事務などについても、直営に比べて対応が困難という課題もあります。

対応可能とか対応困難といった評価については、自治体の運営によって異なってくると考えますので、あくまで目安として整理しているものであるということにご留意ください。

一番下に、調査を行ったワーキングでの主な意見を記載しております。下から2番目の黒マルですが、SNSなど若者世代の使いやすいツールの検討が必要であるということ、

一番下の黒マル、障害児等も相談しやすい工夫も必要（電話以外のツール等）の意見がありました。

庁内検討会議での権利擁護機関についての検討結果については、以上になります。

【副委員長】

それでは、今のご説明を踏まえて、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【委員】

このオンブズ制度、確かに重要だと思います。ないといけないことなんだなと思うのですけれども、基本的に、被害があった後の話なんですね。という点で、被害を受ける人は相変わらずいて、つらい思いをしてから、サポートしてもらおう。やっぱりつらい思いをしないでいい方向もあわせてやっていかないと、被害を受ける人は減りはしないと思うんです。さっき、人権侵害をとめるという言葉が出たのですけれども、侵害が発生した後のことなので、とめるというのはおかしいんじゃないかなと思います。だからといって、これを否定しているわけではなくて、それは大事なことだと思うのですけれども、こっち側だけではなくて、とめるほうもやっておいたほうが……。加害者にならないための学びというものがなければ、減ることはないかなと感じました。

【委員長】

時間がなくて、説明が不十分で済みません。今の委員さんの指摘に直接かかわるのは、このオンブズの機能の④「子どもの権利に関する学習・普及・啓発」です。ここは、まさに予防的な観点で書かれているところですし、最近できた名古屋市の権利擁護委員会制度で言うと、子どもの権利文化の形成という言い方をしているのです。小金井市もそういうことを入れようと。

もともと私も人権教育ではよく「人権文化の形成」という言い方をしていたのですが、特に子ども自身が自分たちの権利を自覚して、しかも、子どもの権利というのはどうもわがまま助長でいかなんなどと言っている文化もあるものですから、子どもの権利は、とにかく子どもたちにとって大切なんだ、それが自分たちの身を守る力にもなるんだという文化、そういう子どもの権利文化を形成する。委員さんがおっしゃるような意味のところを積極的にやろうというのが、「学習・普及・啓発」の部分です。オンブズの独自の機能、役割として重要だということは、そこの部分に当たるということでご承知いただければと思います。

【委員】

1点だけ、無意識の加害というのをどう学んでいくかということですね。そこも含めて……。

【委員長】

僕はそのことについてハラスメントを取り上げたのです。つまり、無意識に子どもたちを傷つけている。そういう大人の問題。それを自覚して、子どもたちがこんなに恥ずかしい思いをしている、こんなに尊厳が傷つけられているということを、無意識というか大人の側が気づいていない。そこをきちっと気づいていけるような対応というのも実はオンブズの役割ではないかと思います。

【委員】

そこをしっかりと学べるようになるといいかなと思います。

【副委員長】

子どもの権利条約については、それを大人に伝えていくことも、子どもの権利を守るためには必要なんじゃないかというご意見も、皆様のアンケートの中で多数あったかと思います。やはり事後的なものだけではなくて、予防的に両方やっていくことが必要だというのは本当にそのとおりだと思いました。

ほかに皆様、ご意見はございますでしょうか。

【委員】

この権利擁護機関の話ですが、実は東京都にも子どもの権利擁護の専門の相談というのがあります。今回、市のほうのこの権利擁護機関の検討に当たっては、東京都の広域でやっている部分はありますけれども、やはり私たち基礎自治体としての立ち位置や役割をしっかりと条例の中に、基礎自治体としてこういうことが大切で、こういう機関をつくる必要があるというところを明確に示していく必要があるなと感じています。

あと、先ほどから委員も言っていますけれども、やはり子ども自身に権利とはどういうものか教える、また、周りの大人にも、権利がどういうものかをしっかり知っていただく必要があると感じているのですが、先ほど委員長からのご説明の中で、いじめの第1位、第2位、第3位が、小学校1年生、2年生、3年生というところで、恐らく学校教育の中で権利を教えるのはもう少し上の年代だと思っています。なので、権利の教え方ですね。子どもたち、特に低学年の子どもたちに、権利をどのように伝えていくかということです。今の権利の教育だけではなくて、低学年の、道徳の時間になるのかわかりませんが、そこ

は学校教育の中で一層の工夫をしていただければいいかなと思います。

もう一つ、先ほど子どもたちの直接の相談がないということで、いろんな機会を捉えて声を発する場も必要ではないかという話があったと思うのですが、私も、行政の立場として、どういう窓口を設置すれば子どもが来てくれるのか、相談してくれるのかとよく考えるのですが、なかなか思いつかないのです。ムサカツの中で、参加している子どもたちに、そのあたりをぜひ直接聞いてもらいたいなと思います。

例えば、市のほうで毎年権利擁護のカードとかを毎年配っているのですが、もらった子どもはそれを本当に活用しているのかというのはなかなか疑問ですので、子どもたちに、例えば悩みがあったときにはどういうところだったら行きやすいのかとか、私たちがどういう周知をすると響くのかとか、そのあたりをムサカツの子どもたちに具体的に一回聞いてみていただきたいというのが要望としてあります。

以上です。

【副委員長】

ムサカツについては、ぜひ伺っていただきたいということで、事務局の方、よろしいでしょうか。

【委員】

相談されたい、されたいと皆さん思っているようなんですけれども、皆さん、ご存じだと思っんですけど、相談してきません。現場にいる大人がそれを気づかなきゃだめなんです。私は、あそべえ、学童、プレーパークにいる中において、信用される大人にまずならなきゃいけないと思うんですね。相談されてもいい大人にならなきゃいけない。新しく何かをつくるのではなくて、今いるあそべえの職員だったり、学童の職員の方がもっと学んで、子どもの立ち位置に立つということをしなきゃいけないと思うんです。

私は今、小学校に勤めているんですけども、小学校は教育機関なので、先生は教育する者ですよ。立ち位置はそれだと思うんです。あそべえや、そちらのほうは、教育機関ではないのですが、先生たちは、やっぱり教育しなきゃいけないと思っているんです、その場で、子どもたちを。いじめなんかはだめだよ、あれはだめだよと。

私はよく子どもたちに先生の悪口を言われたり、「宿題は嫌だ」とかいろいろ言われるんですよ。でも、私は勉強も嫌いでしたし、習い事も嫌いな人間だったので、すごくわかるんですね。なので、「そんなのはやめちまえ」、「塾なんてやめちゃえ」とかいろいろ言うと、何となくすっきりして帰っていくような気がするんです。未然に防ぐという意味で

は、やはり子どもの声に本当に耳を傾ける大人を育てなきゃいけないと思っているんです。

私は今、大野田地区で活動しているんですけども、大野田地区の中で、子どものために何かやりたいというおじい様、おばあ様世代の方が本当に多くいらっしゃるって、もっともっと地域のおじい様、おばあ様を、活用というんですか、したほうがいいなと思ひまして、学校と地域で、もっともっと密になって話し合ったり、子どもの情報を共有したりしたほうが、ちょっとうまく言えないんですけども、いいかなと思うんですね。

なので、子どもに期待するとか求めるんじゃないでなくて、こちら側から歩み寄る。こちらが成長していかなければ、何の解決にもならないというか、いじめも減らないでしょうし、子どももちろん相談していかないと思うのです。子どものために役に立ちたいと思う大人の方もたくさんいらっしゃるんで、資格があるとかないとかではなくて、そういう方をもっともっと活用というか拾ってあげて、子どものために何かやってくれる方たちとともに手をつないでやっていくのがいいかなと思います。うまく言えなくて申しわけないです。

【副委員長】

子どもが相談に来てくれないという視点の問題ですね。私はヤングケアラーの研究もしているんですけど、相談に来いとかが、いつでも聞きますよとかと言っても、多分来ないのです。やはり気がつくということ、あるいは子どもの思いに共感してあげたり、子どもの感じていることを同じような言葉で言ってあげた瞬間に、子どもが「あっ」と思ったりするところがあるというのは、結構大事なのかなと思っています。

単に窓口を開いても、来てくれないのですね。やっぱりこっちから行って、子どもがどういう状況なのか知って、その言語化できていない部分を拾う仕組みをつくっていくのは大切なのかなと、私は個人的に思っておりますし、子どもにかかわりたいと思っていられる方々にどう入っていただけるか。いろいろ安全面とかあると思うのですけれども、やはりつながりがないと子どもに話してもらうのは難しいのかなと個人的には思いました。

ほかに、皆様、何かございますでしょうか。

【委員】

オンブズマン、先ほど委員長からお話を伺って、ぜひ必要だなと思っております。

私はずっと障害者の支援にかかわってきましたので、障害の方の立場をアピールしていくという立場で参加させていただいているのですが、相談をするということと言うと、障害のある方の場合、そもそも言葉がうまく出せないとか、そういうハンディのある方もいらっしゃいます。そういった方の相談をどうするのか。SNSとか、いろんな形で本人の

意見を酌み上げるということも、とても重要なのですが、片方では言葉がなかなか表現できないとか、そういったハンディのある方の相談体制というか、そこもぜひ酌み取っていきけるような形にしていければいいなと思います。

そうすると、実態的には、ご本人にかかわっている人たちが声を出していく。そういった人たちの声も聞くということも必要でしょうし、あるいはオンブズマンの立場にある人が、ある程度権限を持って、本人の立場で今どういう状況なのかを把握したり、介入していく。本人からの訴えはないんだけど、客観的状況を調べて、そこに介入していくような、一定の権限を持っていく。そういったことも必要なのかなと思っております。

特に、障害児は、出生から障害の方もいらっしゃいますし、後天的に障害をお持ちになる方もいらっしゃるのですけれども、先ほどの市の現状と課題の中で、いろんな子育てに関する相談機関があります。子ども家庭支援センターとか健康課、保健センター、乳幼児発達相談とか教育支援センター、スクールソーシャルワーカーですね。1人の障害児の方が、年をとるにつれて、複数のいろんな機関にかかわっている。福祉のほうでもそうですし、医療もそうですし、教育もそうですね。

なので、できたら、第三者的な立場で、俯瞰的にお子さんの立場を見て、いろんな機関が入っているけれども、全体的にトータルに見てどうなのか。そこを疑問に思っていくとか、本人の立場を代弁していく立場も必要ではないかなと思っております。そうすると、専門的な形になってきます。そこはむしろ素朴な視点で、教育の中にいるんだけど、もっと福祉の視点も必要ではないか。あるいは、福祉もあるんだけど、もっと教育の視点も必要ではないか。あるいは、医療の視点も必要ではないかとか、素朴な、感じたことを第三者的な立場で、オンブズマンがそこを見て発言していく、そんなことも必要かなと思いました。

【副委員長】

障害のあるお子さんの場合には、どうしても親にかかってくるもの、親が期待されるものにすごく大きいものがあると思うのですけれども、親とはまた違った視点で、いろいろなことを酌み上げていくことも大事なのではないかなというのは本当にそうではないかなと思いました。

【委員】

先ほどの委員のご意見に賛成なので、ついちょっと言いたくなつたんですけど、私もまさに大野田小学校のあそべえの、障害児のところのボランティアに参加しております。

「今日はちょっと体調が悪そうだ」とか、「今日、ちょっとおかしいわね」というのをよくボランティアの方がおっしゃっています。「疲れているふうね」とか、そういう細かいものを吸い上げて、上につながつて、上のほうには、先ほど委員長のおっしゃっているオンブズマン制度があれば、安心していられると思いますので、その縦のつながりを何とか拾う仕組みがあるといいなと感じております。

【副委員長】

実際にそういうところでこういうことが生きているという実例をおっしゃっていただけますと、私たちもすごくわかりやすいなと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。せっかくですので。

【委員】

小学生のいじめの低年齢化が話題にありましたが、小学校だけではなくて、幼児教育の大切さがかかなりあると思うのです。幼稚園、保育園の子どもたちをどう育てていくか。そして、その小さな子どもたちの周りにはいる保護者に対応しているのが幼児教育に携わっている先生方だと思うのです。その幼児教育にどんなふうに関わっていくのかというのも、この子どもの権利条例に深くかかわるんじゃないかなと思います。

【副委員長】

先ほどの、権利ということをお学校の低学年にどう教えるのかみたいな話ともつながって来るとは思うのですけれども、権利という言葉を使わなくても、自分のしたいことと、周りの人のしたいことをどう調整していくとか、海外ですと、民主主義という考え方を幼稚園のころから、「どういうことをしたいと思う？ そのためにどうすればいい？」みたいなことでやっているらしいので、やはりやり方次第かなと思うところもございます。

【委員】

皆さんの議論をお伺いしていて、それぞれごもつともだと思いました。

もしかしたら、委員長に怒られるかもしれませんが、私はこの子どもの人権オンブズマンに関しては、別に万能なものではないと思っています。幾つか機能があるわけですね。実際の活動場面としても、相談を受けるという機能もあれば、啓発活動をする、あるいは個別の権利救済、事案に対する調整などをするといういろんな場面があると思っています、その中でも、ある意味、一番弱いだらう、現実的になかなか厳しいだらうと思うのが、やっぱり相談事業だと思っています。これは皆さんがおっしゃったご意見のとおりで、私もアンケートで書きましたが、子どもは身近な人にしか相談しないだらうと。であれば、

その身近な人が、いかにその子と向き合っていく余裕を持った大人になっていくのか。アンテナを高くして、かつ、きちっと質・量ともに余裕のある大人になっていくのかというところなんだろうとっております。そういう意味では、学校の先生もしかり、あるいはそれ以外の時間帯に接する方々もしかり、その方々が向き合っていく。そこのエンパワーをしていくことが大事なんだろうとっております。

他方で、子どものオンブズマンのところで、相談窓口を設けることは大事だと思います。LINEとかそういうものを使う時間帯を夜にするとかそういうことも含めて、体制は整えるべきだと思いますけれども、そこは決して万能なものではない。一つの相談機関。身近な人に相談できない子も中にはいますし、内容もありますので、そういったときに受けとめる機関というところの機能かなとっております。

むしろ、この子どもの人権オンブズマンのところで大事なものは、個別の権利救済と、立場が与えられてこそその啓発活動なのかなと。最近、私を感じたこととしては、千葉県で、下校時の5人の子たちが車に轢かれたという事件がありましたが、あれを受けて、全国の通学路のチェックをなさいとかいろいろ政府も言っていますけれども、実は子どもの人権オンブズマンの一つの役割は、ああいう場面があり得るのだらうとっているのです。

今回たまたま政府がそういうことを言いましたけど、場合によっては各自治体で子どもの身体の安全が今の通学路では守られていないので、そういうことをきちんと調べて、しかるべき部署が動いてくださいといった部分の啓発もできるでしょうし、提言もできるでしょうし、そういう意味で何か立場、権限が与えられる機関があるということ自体、すごく意味があるだろうとっております。

他方で、とても重要であるのと、なった人が大変であらうとっているのが権利救済、調整ということでして、相談だけではなかなか終わらないケースで、いじめの防止対策推進法でもカバーできないケースについては、恐らくこの子どもの権利オンブズマンのところが、調整機関あるいは権利救済機関として申し立てを受けて、それを踏まえて関係者のところに調整に行く。その子が学校に行けていないんだったら、行ける方向にしていくとか、学童とかで職員さんとの間で何かある場合には、そこに調整をかけていくとか、そういったことが必要なかなとっております。今、その活動が、個別活動としてはわかりやすいというか、存在意義の大きなところなのかなとっております。

設置自体は、子どもの権利条例をという方向であれば、オンブズマンは当然だろうとっているのですが、ただ、それをどう実効あらしめるかというところは、まさにならな

いた方であったり、あるいはこの機関が孤立せずに、いかに連携をとりながらやっていけるか。つくるのは別にいいんだけど、つくった後の広げ方、運用の仕方、皆さんの中の位置づけ方なのかなと思っています。

【委員】

一つだけお伝えしてもいいですか。これで例えば、子どもが虐待を受けました、先生から体罰を受けましたとかとなったときに、実は今、DVをする家庭で、加害者を治す、修正するプログラムを組むことによって、DVがすごく減っている、そういった実態もあるんです。もちろん最初に、しちゃいけないとかそういうことを伝えることも大事なんです。加害者になってしまったとき、その加害者を治していくプログラムも。子どもも、親とは縁は切れませんので、治ってくれるということは子どもにとったらすごくうれしいことだと思いますので、そういったプログラムももし盛り込めたら、子どもも安心して過ごせるのかなと一つ感じました。

【副委員長】

すごく大切な点だと思いました。加害者へのサポートですね。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

一つは、身近な関係の中で子どもが初めて相談するというのは、居場所型の相談救済事業として今、だんだん広がってきていることなのですが、もう一方で、子どもたちは、匿名関係の中だったら、しゃべれる。かなり一般的な電話だとかSNSとか、あるいはチャットだとか、いろんな関係で子どもたちがSOSを出すケースがあるわけですね。つまり、一般的に子どもたちが相談に乗れる仕組みと、身近な人間関係の中で相談ができるということとの両方が大事だと私は思うんですね。

一般的な、子どもからの相談活動で実績を上げているのがチャイルドラインという団体でして、それは今日、説明の時間がなくて、省いちゃったんですが、チャイルドラインは、カードを子どもたちみんなに配るわけです。カードに必ず書いてあるのは、一つは、秘密は守ります。それから、名乗らなくていい。これは匿名関係ですね。それから、一緒に考えます。寄り添うということですね。伴走と言ってもいいのですけれども。それから、もし嫌だったら切ればいい。電話を切ってください。これは、子どもたちが安心して大人とつながりたいというときの4つの原則だと僕は思うんです。

特に、子どもたちが一番不安なのは、秘密が守れないということなんです。残念ながら、

学校は情報共有が前提で、指導を一致させるという職場なものですから、秘密を守るところが一番厄介な課題になるわけです。子どもたちは、せつかく先生に打ち明けたことが翌日全部バレバレになってしまうなんていうことがあるもんですから、口を閉ざしてしまうということがよくあるわけですね。そういうチャイルドラインという民間の団体と協働していくということは委員のアンケートにも入っていたんですけども、チャイルドラインの経験が非常に生かせる。

居場所づくりの実践は、先ほどお話しになっていた、私が親しくしているフリースペースたまりば西野博之さんの持論なんですけれども、発見型相談と言われている分野です。つまり、子どもの側は自分が権利侵害を受けていることに気づかないケースが多いのです。しかし、それを気づいてあげるのは大人の側なんだ。つまり、虐待などを大人の側がきちっと発見できるような力を持たなきゃいけないというのが、今日の話の中の一つだと思います。

もう一つ、子どもの相談の特徴は、ながら相談とよく言いますが、食べながら、遊びながら、活動しながら、身近な大人と初めて相談できる。対面型相談とか、いわゆる窓口相談を子どもは嫌うのです。そういうのは無理だと思うのです。子どもたちが活動をともにしている大人で、信用できる、信頼関係のある大人に初めて悩みを打ち明けるということがあるわけで、プレーパークもそうですけれども、居場所的な観点での相談活動は当然、もう一つ重要な視点だと思います。

例えばオンブズも、オンブズ室というのをつくって、駅前に、子どもたちが居場所で相談できるような場をつくるというやり方もあれば、今言ったように、電話やチャットあるいは LINE で相談を受ける。オンブズの場合、その両方の相談活動が進められております。

それから、小学生低学年の問題について言えば、うちの目黒区もそうですけれども、絵本をつくる自治体が多いですね。幼児期あるいは小学生低学年用の権利学習の教材として絵本化するという実践はかなり広くやられておりまして、そういうものをぜひ武蔵野市も参考にさせていただけるとよろしいかと思えます。

それから、一つだけ申し上げておきたいのは、東京都の権利擁護委員会というのは、残念ながら成立していません。あれは弁護士が自発的な意思で権利擁護委員と名乗って相談活動を継続しているのです。青島都政のときに、東京都子ども権利擁護委員会を制度化しようとして、条例化も考えたんですが、その次の都知事になってから完全に解体させられてまして、弁護士が自発的に権利擁護活動をやっております。今回の東京都のこども基本条

例でも、権利擁護についてももちろん条文としてはつくられましたが、制度設計はまだこれからです。ですから、東京都自身が今、権利擁護で具体的に進めていくというのは、まだ弁護士の自発的努力でやられているレベルだということをご承知いただければと思います。

今日はいろいろ深めていただいて、ありがとうございました。

【副委員長】

司会進行としましては、まだ何も発言していない委員がいらっしゃるのがちょっと気になっているところなんですけれども、短めに言っていただいて、そして事務局にお戻りする形でよろしいですかね。

【委員】

先ほど他の委員もおっしゃっていたのですけれども、様々な、予防的な、未然に防ぐということは大切だと思うのですけれども、決して万能ではないということもそのとおりだと思います。特に今回、第三者機関の設置に当たりましては、いじめの重大事態が起きたときに、それを再調査するための調査委員会、これは委員長のメモに入れていただきましたけれども、こちらを、今のところ重大事態というのは武蔵野市では幸い起きていない状況ではありますけれども、いざ事が起きてしまったときに、それを絶対に再発させない取り組みというのは非常に重要かと思っておりますので、その機能をこちらの第三者機関にぜひ位置づけていけたらということを教育委員会としては強く希望しております。

【副委員長】

それでは、本日の議事についてはここで終了して、喜多委員長に進行をお戻ししたいと思います。

3 その他

【委員長】

終わりにする前に、事務局のほうで、今後のことでお話をいただいてから、最後に締めたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から、連絡事項をお伝えいたします。

1 点目、議事録についてでございます。速記録ができ次第、皆様に e メール等でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで修正すべきところがありましたら、事務局まで e メール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後に、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2 点目でございますが、次回の委員会についてでございます。次回委員会は 9 月 29 日の開催を予定しております。開催のご案内や資料については、後日お送りさせていただきます。なお、会議中にご説明もありましたように、8 月に市内の子どもの関連施設等への視察を予定しております。近日中に事務局から視察先の日程等をお示しし、参加のご意向をメールでお尋ねしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、9 月に学校を通じて行う子ども向けのアンケートは、やり方も含めてなんですけれども、アンケート案については、後日メールにて委員の皆様にお示しいたします。案についてご意見がありましたら、事務局までメールにてご返信いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

最後に、委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援課までお問い合わせをお願いいたします。

事務局からは以上です。

【委員長】

8 時を過ぎましたので、コロナ対策としてリミットでございます。明日、私は 2 回目のワクチンを打ちますが、皆さんもどうか健康で、また、8 月、9 月にお会いできればと思います。今日はお疲れさまでした。

以上